第14表 初任給の改定状況

	_	項目 三 重 県						全 国				
			採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
学歴	(企	業規模		増額	据置き	減額	沐川なし		増額	据置き	減額	
大学卒		計	55.5 %	(39.4) %	(60.6) %	- %	44.5 %	49.7 %	(31.0) %	(68.6) %	(0.4) %	50.3 %
		500人以上	87. 5	(57. 1)	(42.9)	_	12.5	86. 5	(43.9)	(55. 6)	(0.5)	13. 5
		100人以上 500人未満	43. 7	(17. 7)	(82. 3)	ı	56.3	52. 0	(26. 7)	(73. 1)	(0.2)	48. 0
		100人未満	20. 4	(0.0)	(100.0)	-	79.6	26. 5	(24.8)	(74. 6)	(0.6)	73. 5
高校卒		計	43. 5	(34. 5)	(65. 5)	_	56.5	27. 5	(31.7)	(67. 9)	(0.4)	72. 5
		500人以上	57. 2	(50. 2)	(49.8)	-	42.8	48. 5	(40.9)	(59. 1)	-	51. 5
		100人以上 500人未満	40. 4	(21. 1)	(78. 9)	1	59.6	27. 3	(29.3)	(70.3)	(0.4)	72. 7
		100人未満	23.8	(14. 3)	(85. 7)	ı	76. 2	17. 0	(25. 2)	(74. 1)	(0.7)	83. 0

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 - 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 - 3 初任給の改定状況は、全国は本店について、三重県は本店及び支店について集計した割合である。

第15表 扶養(家族) 手当の支給状況

扶養家族の構成		支	給	月 額	
1人食豕族の特別	11]	重県		全	玉
配 偶 者	14,963円			14,024円	
配偶者と子1人	20, 585円	(5,622)	円)	20,094円	(6,070円)
配偶者と子2人	25, 952円	(5, 367)	円)	25, 593円	(5,499円)

- (注) 1 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある 事業所について算出した。
 - 2 () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
- 備 考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、扶養親族1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。